

令和8年度採用徳島県定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員 募集案内（既退職者対象）

令和8年度採用となる再任用職員（既退職者対象）を次のとおり募集します。

1 応募資格

- （１）知事部局、人事委員会、監査事務局、労働委員会、海区漁業調整委員会、議会事務局、選挙管理委員会若しくは収用委員会において退職した又は企業局、病院局若しくは教育委員会で退職した、知事部局からの交流職員であった者で、ア又はイの区分に応じ、各区分の要件に該当する者

ア．定年前再任用短時間勤務職員

次に該当する者

- ・60歳に達した日（60歳の誕生日前日）以後から令和7年10月31日までに退職した者であって、当該者に係る定年退職日相当日（※）を経過していない者

※ 定年退職日相当日

昭和39年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者：令和9年3月31日

昭和40年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者：令和11年3月31日

イ．暫定再任用職員

（令和5年4月1日前に退職された方）

次のいずれにも該当する者

- ①昭和36年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者

ただし、技能労務職員（定年年齢が63歳である職に限る）については、昭和36年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者

- ②「本県を定年退職した者」又は「25年以上勤続して本県を退職した者であって令和3年4月1日から令和5年3月31日までに退職した者（※）」

※当該要件に該当しない者であって、過去に当該要件に相当する要件に該当するとして再任用された者を含む。

（令和5年4月1日以後に退職された方）

次の①及び②、又は①及び③に該当する者

- ①昭和36年4月2日以降に生まれた者

- ②「本県を定年退職した者」又は「定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者」

- ③25年以上勤続して本県を退職した者であって、令和5年4月1日から令和7年10月31日までに退職した者（※）で、令和8年3月31日までに退職時の定年年齢に達する者

※当該要件に該当しない者であって、過去に当該要件に相当する要件に該当するとして再任用された者を含む。

- （２）次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ①地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を

受けることがなくなるまでの者

イ 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

②定年年齢が65歳である職（病院、診療所、保健所その他の施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師）にあった者

2 勤務形態

短時間勤務を原則とします。（具体的な勤務時間は次のとおり）

※業務に著しい支障が生じる場合にはフルタイム再任用を個別に検討します。

- ・週31時間勤務（7時間45分×4日）
 - ・週23時間15分勤務（7時間45分×3日）
 - ・週28時間45分勤務（5時間45分×5日）
 - ・フルタイム勤務（7時間45分×5日）※定年前再任用短時間勤務職員を除く
- } 短時間を原則

3 再任用期間（任期）

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

※定年前再任用短時間勤務職員にあっては、定年退職日相当日までの間

※毎年度、更新の希望を調査の上、勤務実績が良好である場合には、次の「7」により65歳に達する日の年度末まで更新します（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）。

4 再任用の職位

原則として、係長級のスタッフ職（行政職給料表3級相当）

技能労務職員の再任用については技師（技能労務職給料表4級相当）

5 従事業務及び配属先等の決定

- ・これまでの知識や経験を活かし、本格的業務に従事していただきます。
- ・配属先等については、定期人事異動の一環として任命権者が決定します。（必ずしも希望通りとならない場合もありますので、御理解ください。）

6 再任用の選考

- ・再任用の可否については、退職前の勤務実績、勤労意欲、能力、適性等を総合的に勘案し、任命権者が決定します。
- ・後日、人事課による個別面接を予定しておりますが、日程等については別途御連絡いたします。

7 再任用の更新

任期の更新については、退職前及び再任用中の勤務実績、勤労意欲、能力、適性等を総合的に勘案し、任命権者が決定します。

8 所得・勤務条件等

所得・勤務条件等の比較表を添付しておりますので、参考にしてください。（給料月額等については改定される場合があります。）

9 応募手続

(1) 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月26日（水）まで
午前8時30分から午後6時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
※受付期間経過後の申込は一切受付いたしませんので、十分注意してください。

(2) 提出書類

- ①令和8年度採用徳島県再任用職員応募申込書（既退職者対象）
- ②とくしま“人財”バンク人材登録票

(3) 応募方法

下記の申込先に提出書類一式を直接持参又は郵送してください。郵送の場合は、封筒の表に「令和7年度採用徳島県再任用職員応募申込」と朱書きし、必ず簡易書留により送付してください。（令和7年11月26日（水）消印有効）。

10 その他

- ・再任用される職位は、原則として、係長級のスタッフ職であり、従事する業務はその職位に応じたものとなることから、パソコン操作などの事務的な業務も当然行わなければならない（技能労務職員の再任用においてはこの限りでない。）、担当リーダーをはじめとする上司による職務上の指示・命令に従う必要があることを十分認識していただく必要があります。
- ・再任用後の勤務状況を把握するための人事評価を実施するとともに、適宜、所属長等による個別面接を行います。
- ・再任用予定の職員には研修を受講していただく（詳細別途通知）とともに、再任用時に、改めて「サービスの宣誓」をしていただきます。

11 申込先・問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部人事課（県庁3階）
電話番号：088-621-2358・2042
メールアドレス：jinjika@pref.tokushima.jp